

小金中町町会規約

(名称及び事務所)

第 1 条 本会は小金中町町会と称する。
事務所は会長宅に置く。

(会 員)

第 2 条 本会の会員は、小金中町町内に居住する者及び事務所、店舗を有するものを以って組織する。

(目 的)

第 3 条 本会は会員相互の親睦と、明るい住みよい生活の改善、福祉の増進及び町内の発展を図るを以って目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は目的達成のため次の事業を行う。
1. 防犯防災に関する事項
2. 市役所等の行政に関する連絡事項
3. 福祉、厚生、衛生に関する事項
4. 其の他目的達成に必要な事項

(役 員)

第 5 条 本会は次の役員を置く。
1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 会計 2名
4. 理事 (防災・防犯他) 数名
5. 監事 2名
6. 班長及び組長 1~2名程度
以上の役員以外に顧問及び相談役を置くことができる。

(任 期)

第 6 条 役員の任期は2年とする。但し再選も妨げない。
班長、組長については、各班、各組の総意に任せること。
任期は原則として1年とする。

(役員の選任)

第 7 条 本会の役員並びに理事の選出は総会において会員の中から選任する。
町会長は総会において決定する。
副会長、役員、理事は会長が委嘱する。
班長、組長は、それぞれ各班、各組において選任する。

(役員の任務)

第 9 条

本会の役員の任務は次のとおりとする。

1. 町会長は本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は町会長を補佐し、会長事故あるときは其の職務を代行する
3. 理事は、町会及び部内の連絡を行う
4. 会計は、本会の会計事務を行う
5. 監査は、会計を監査する
6. 班長、組長は班内、組内の連絡及び町会費を集金して会計に納入する

(総会・役員会)

第 10 条

本会の会議は、総会、臨時総会、役員会とする。

1. 総会は毎年 1 回開催し、会長が召集し、出席者を以って構成する
2. 臨時総会、其の他は役員が必要と認めたとき開催する

(総会の議決)

第 11 条

本会の全ての議事は、出席者の過半数の賛成により決定する。

(経費及び手当)

第 12 条

本会の経費は、会費、寄附金及び雑収入による。

1. 本会の役員に手当を支給する。

(1) 会長	年額 50,000 円
(2) 副会長	年額 10,000 円
(3) 会計	年額 10,000 円
(4) 理事 (書記他)	年額 10,000 円
(5) 監事	年額 10,000 円
(6) 班長	年額 3,000 円を基本とし、班の世帯数を勘案し支給
2. 本会に納入した会費は、脱会及び其の他理由あるも返戻しない。
3. 支出金は、町会長の承認を得て会計が支出する。

(会計報告)

第 13 条

会計報告は役員会の承認を得て総会で報告する。

(慶弔金)

第 14 条

会員及び家族が死亡した時は、香典を贈る。

(規約の改訂)

第 15 条

この規約は、総会の議決を経なければ改訂することができない。

(会計年度)

第 16 条

本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年の 3 月末日に終る。

附　　則

この規約は昭和62年4月1日より施行。

平成28年4月1日　改訂

令和6年6月20日　改訂